監査報告書

公益財団法人 東芝国際交流財団 理 事 長 綱川 智 殿



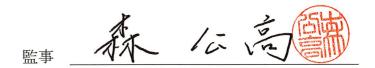
私監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度における会計及び業務の監査を実施し、次の通り報告する。

- 1. 監査方法の概要
- (1)会計監査について、独立監査人による当該期の監査報告書、並びに監査結果報告 書に基づき、理事に説明を求めることにより、財務諸表等の正当性を検討した。
- (2)業務監査について、理事会等の重要な会議に出席したほか、理事から業務全般の報告を聴取し、必要に応じて関係書類の閲覧等を行い、業務執行の妥当性を検討した。
- 2. 監査意見
- (1)貸借対照表、正味財産増減計算書(正味財産増減計算書内訳表を含む。)及び附属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の正味財産増減の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

監査報告書

公益財団法人 東芝国際交流財団 理 事 長 綱川 智 殿



私監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度における会計及び業務の監査を実施し、次の通り報告する。

- 1. 監査方法の概要
- (1)会計監査について、独立監査人による当該期の監査報告書、並びに監査結果報告書に基づき、理事に説明を求めることにより、財務諸表等の正当性を検討した。
- (2)業務監査について、理事会等の重要な会議に出席したほか、理事から業務全般の報告を聴取し、必要に応じて関係書類の閲覧等を行い、業務執行の妥当性を検討した。
- 2. 監査意見
- (1)貸借対照表、正味財産増減計算書(正味財産増減計算書内訳表を含む。)及び附属明細書並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の正味財産増減の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。